

平成29年1月6日

お客様各位

和歌山市西浜1660-331
(株)和歌山建材リサイクルセンター
代表取締役 北村 成
TEL 073-446-3196
FAX 073-446-3250

建設発生土受入基準の変更について

拝啓 初春の候 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素はひとかたならぬご愛顧をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、このたび『産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する
条例施行規則』の一部改正(平成29年4月1日施行)に伴い、弊社においても建設発生土処分の
受入基準を変更することとなりました。

皆様の御理解、御協力賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

添付書類

1. 土壌基準変更に伴う受入基準変更のお知らせ
2. 別表

以上

土壌基準変更に伴う建設発生土受入基準変更のお知らせ

1. 変更内容

土壌検査項目に下記の2項目が追加され、検査項目数が26項目から『28項目』となります。

追加される土壌検査項目	
1	クロロエチレン
2	1,4 - ジオキサン

2. 受入基準変更内容

土壌試験項目の追加により、ご提出頂く土壌試験結果の試験項目数を下記の様に変更させていただきます。

ご契約日 (初回搬入日)	土壌試験項目数	備 考
平成29年1月6日以降	28項目 (新基準)	
平成29年1月5日以前 <u>搬入中案件</u>	28項目 (新基準)	案件毎に追加項目の試験実施の お願いのご連絡をさせていただきます。
平成29年1月5日以前 <u>搬入完了案件</u>	26項目 (旧基準)	弊社都合により、 別途追加項目の試験実施のお願いの ご連絡をさせて頂く場合があります。

別表

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格 K 0102（以下「規格」という。）55 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 46 年 6 月農林省令第 47 号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 38 に定める方法（規格 38.1.1 に定める方法を除く。）
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。	昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 1 に掲げる方法又は規格 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあつては、昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法）
鉛	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。	規格 54 に定める方法
六価クロム	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。	規格 65.2 に定める方法（ただし、規格 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にはあつては、日本工業規格 K 0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。）
砒（ひ）素	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格 61 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 50 年 4 月総理府令第 31 号に定める方法
総水銀	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 2 及び昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 3 に掲げる方法
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。	昭和 47 年 10 月総理府令第 66 号に定める方法
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成 9 年環境庁告示第 10 号。以下「地下水環境基準告示」という。）付表に掲げる方法
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.03mg 以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
ふっ素	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。	規格 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格 34.1c)（注(6)第 3 文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にはあつては、これを省略することができる。）及び昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 に掲げる方法
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること	水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）付表 7 に掲げる方法
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ること 4 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。 	

新たに追加された項目

新たに追加された項目

※26項目ですでに検査されている場合は、既存の土壤検査結果証明書(26項目)と追加した2項目(クロロエチレン、1,4-ジオキサン)の土壤検査結果証明書の提出をお願いします。

※土壤検査結果証明書は必ず原本をご提出ください。